

記入上の注意

令和 年 月 日

三島市長 へ

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

押印は不要です。

記

1 行為の場所 三島市

2 行為の着手予定日

令和 年 月 日

3 行為の完了予定日

令和 年 月 日

4 設計又は施行方法 直営 請負 その他 (

必ず届出年月日の30日以降にしてください。

ここは区画形質の変更面積の記入欄です。

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2)建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種別 (<input type="checkbox"/> 建築物の建築・ <input type="checkbox"/> 工作物の建設) (<input type="checkbox"/> 新築・ <input type="checkbox"/> 改築・ <input type="checkbox"/> 増築・ <input type="checkbox"/> 移転)					
	(ロ)設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計		
		(i)敷地面積			n	
		(ii)建築又は建設面積	m ²	m ²	n ²	
		(iii)延べ面積	(m ²)	(m ²)	(n)	
(iv)高さ 地盤面から		m	(v)用途	例:専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅 鉄筋コンクリート造擁壁等		
	(v)緑化施設の面積	m ²	(vi)垣又はさくの構造			
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途			
	m ²					
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容					
(5)木竹の伐採	伐採の面積				m ²	

工作物の場合も最高の高さを書いて下さい。工作物、建築物が両方ある場合は建築物のみ記入してください。

増築の場合記入してください

建築物…車庫、物置、建築物等に付属する門又は塀も含まれます。工作物…垣、柵、擁壁等です。

()内については店舗併用住宅等の場合に住宅に供する部分の面積を記入してください。

例:CB2段+ネットフェンス(1000)、生垣等

設置しない場合は「なし」と書いてください。

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物等の用途について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 都市計画法第12条の9項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については次によること。
 - 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の () の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の () は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること